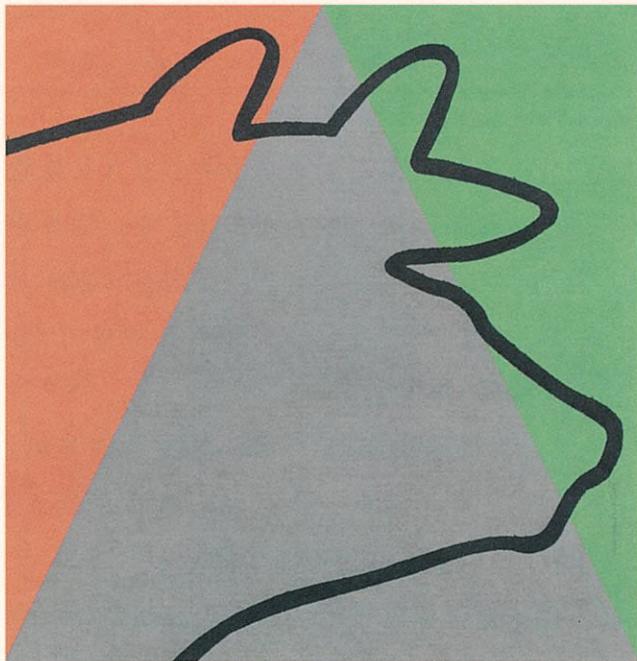


死 亡 牛 の 検査と処理について

〔みんなで死亡牛のBSE検査と
適正処理を進めましょう〕





死亡牛のBSE検査と適正処理について

我が国は、牛海綿状脳症（BSE）を早期に根絶し、生産者や消費者の安心と信頼を回復するために、

食用の牛については、

- ① と畜場において、BSEについての生体検査と、とさつ後の精密検査を全頭について実施し、安全な牛肉のみが流通するようになっています。
- ② BSEの原因となる異常プリオンたん白質の蓄積は、特定部位（脳、せき臓、小腸の一部）に限局するため、牛の頭部（舌及び頬肉を除く。）、せき臓、小腸の一部、せき柱は取り除かれ、焼却されます。
- ③ 非食用の残さは、そのまま焼却するか化製場で肉骨粉にした後、焼却されます。

死亡した牛については、

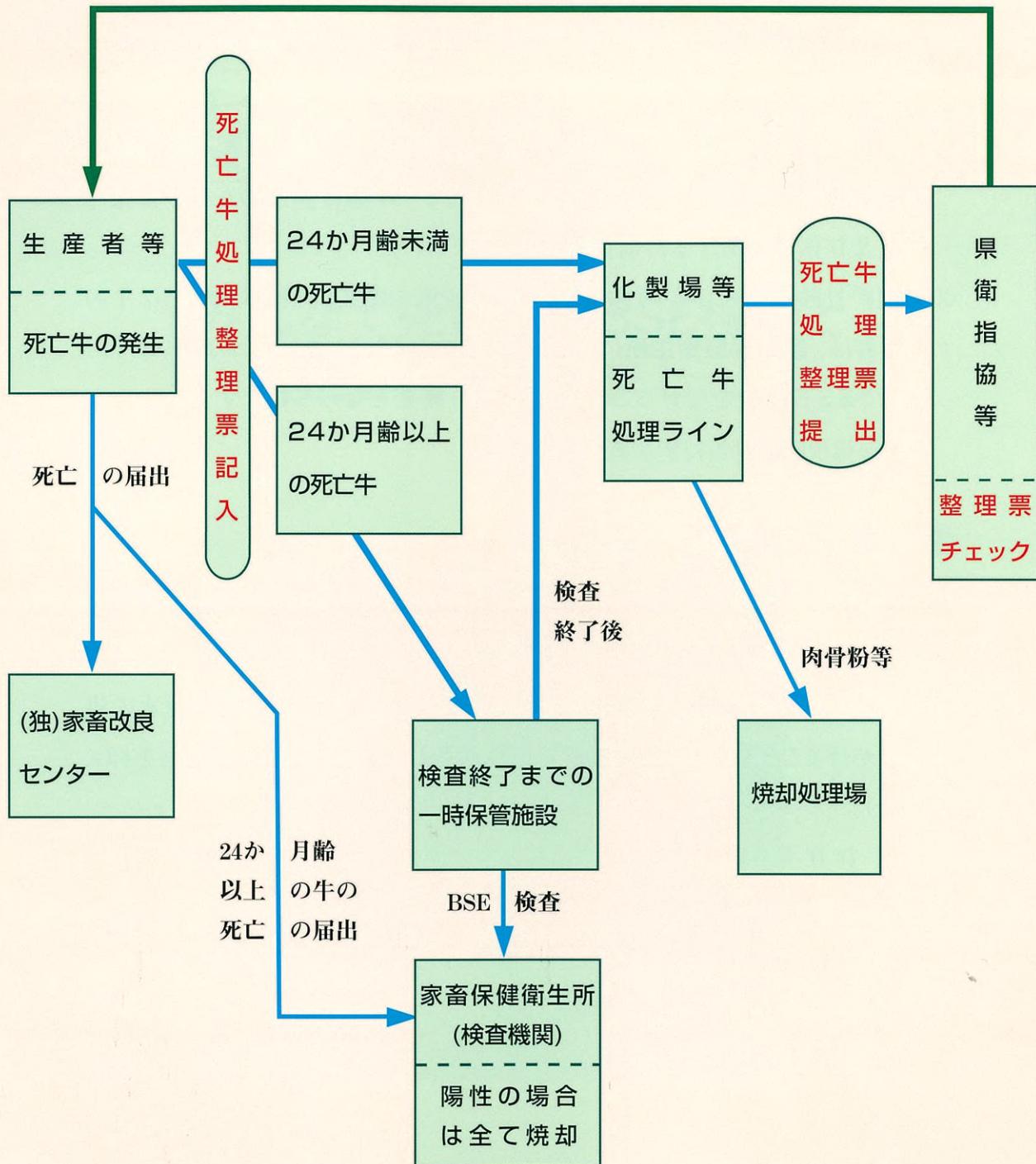
- ① 24か月齢以上の死亡牛は、家畜保健衛生所でBSE検査を実施します。検査が陽性の場合は、死体はすべて焼却されます。検査が陰性の場合も、死体の適正処理を行うことが必要です。（牛海綿状脳症対策特別措置法）
- ② 24か月齢未満の死亡牛は、検査は行わず、死体はそのまま焼却するか肉骨粉にした後焼却します。
- ③ 死亡牛の処理は、生産者の責務です。都道府県や地域ごとに死亡牛の処理依頼先と処理方法を定め、死亡牛のBSE検査と死亡牛を化製場等で適正に処理しましょう。
死亡牛が検査・適正処理される場合は、生産者に死亡牛の輸送促進費、一時保管費、BSE検査費、化製処理（または直接焼却）等経費に対しての補助があります。

この他、給与飼料から再び感染しないよう、

肉骨粉、血粉や魚粉等の牛用飼料への使用が禁止されています。また、豚や鶏用の飼料を牛に使用することのないよう注意しましょう。

(死亡牛処理の補助事業のしくみ)

輸送促進費、一時保管費、化製処理等経費、
BSE検査手数料についての一部補助金の送付



生産者等が死亡牛を処理する際に、必要事項を記入して輸送業者、化製業者に提出する「**死牛処理整理票**」は、各県ごとに様式が決められています。正確に記入しましょう。

牛の出生と死亡の届出

① 牛が出生したときは、牛の両耳に個体識別番号が印字された耳標を装着し、すぐ電話、パソコン又はFAXにより**独立行政法人家畜改良センター**に届け出て下さい。

牛が死亡したときは、すぐ電話、パソコン又はFAXにより、**独立行政法人家畜改良センター**に届け出て下さい。(牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法)

② 24か月齢以上の牛が死亡したときは、死体を検案した獣医師または牛の所有者は、**家畜保健衛生所**に口頭又は文書で届出をしなければなりません。そしてBSE検査を受けることが生産者の義務となっています。

(牛海綿状脳症対策特別措置法)

牛の飼養管理

日頃の飼養衛生管理の徹底や牛にストレスを与えない飼養環境を保持することは、健康な牛づくりにつながり、死亡牛の発生を減らすことにもなります。特に、夏場の暑熱対策については、畜舎内の換気や新鮮な飲水の供給を心がけることや細霧送風装置などの利用により、死亡牛の発生を抑えましょう。

また、搾乳牛の更新などの牛の出荷と牛の導入については、計画的に行いましょう。

死亡牛事業のお問い合わせは……